

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1933号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（規則第6-224号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員及び同条第3項の規定により決定された給料月額を受ける職員</u> 100分の262.5</p>	<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。